

NTN多度山上公園等包括管理業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和7年4月

桑名市

## 1. 業務名

NTN多度山上公園等包括管理業務委託（以下「本業務」という。）

## 2. 目的

本業務について、包括的に委託することにより、業務の効率化及び公園、便所等の公園施設の維持管理に係る質の向上による公園利用者等の安全性及び快適性の向上を目的とする。

また、多度山は桑名市の観光スポットとして登山者が増加しており、令和3年度にはNTN多度山上公園のトイレを新設するなど、多度地区の有力な観光資源の1つとして大きな期待が集まっている。市としては、年間を通して水準の高い維持管理を行いつつ、登山環境の維持・向上を行うことで、多度山の観光的価値を高め、多度大社と併せて多度地域への観光振興を促進することを目指す。

## 3. プロポーザル方式採用理由

本業務の実施に当たっては、専門的知識や豊富な業務経験を活かした魅力のある提案が要求されることから、最適な事業者を選定するため、提案された内容等について比較検討を行う公募型プロポーザル方式を実施する。

## 4. 導入により期待される効果

公募型プロポーザル方式を採用することにより、複数の業者から意欲及び実績・能力等を総合的に評価し、事業者を選定することで、本業務の目的が達成されると考える。

## 5. 委託業務内容

別紙NTN多度山上公園等包括管理業務委託仕様書のとおりとする。

## 6. 契約概要

### (1) 業務委託期間

令和7年6月1日から令和10年5月31日まで

### (2) 契約方法

優先交渉権者との随意契約

### (3) 委託上限金額

20,143,200 円（消費税および地方消費税を含む）

## 7. スケジュール

内容	受付期間・実施時期
公告	令和7年4月21日（月）
参加表明書等の提出期間	令和7年4月21日（月）～令和7年4月30日（水）
質問書受付期間	令和7年4月21日（月）～令和7年4月23日（水）
質問書に対する回答	令和7年4月28日（月）までに回答
参加資格確認通知書の発送	令和7年4月30日（水）
企画提案書等の提出期間	令和7年5月2日（金）～令和7年5月9日（金）
プレゼンテーションの実施及び審査委員会開催	令和7年5月19日（月）（予定）
選定結果通知	令和7年5月下旬 予定
契約締結	

## 8. 応募者の参加資格

応募者は、下記の参加資格要件を全て満たす必要がある。

### (1) 参加資格要件

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ② 令和7年3月31日現在の業務委託の桑名市入札参加資格者名簿に登録または登録申請中であること。
- ③ 公告の日以降において、桑名市から指名停止処分を受けていないこと。
- ④ 公告の日以降において、暴力団等排除措置要綱に基づく入札からの排除措置を受けていないこと。
- ⑤ 公告の日以降において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定をうけている者を除く。）でないこと。
- ⑥ 国税及び地方税を滞納していない者であること。

### (2) 失格事項

- ① 提案書提出期限に遅れた者。
- ② 提出書類に虚偽の記載をした者。
- ③ 予定価格を超える見積り金額を提案した者。
- ④ 提案書の受付から契約締結に至るまでの間に、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当した者。

## 9. 参加表明書・提案書等必要書類の提出方法

### (1) 参加表明

#### 【提出部数 各1部】

- ① 参加表明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式1-1
- ② 誓約書兼同意書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式1-3
- ③ 三重県入札参加資格審査申請書一式の写し

※桑名市入札参加資格者名簿に登録されていない場合のみ

④ 事業者の概要がわかる資料（企業パンフレット、冊子等も可とする）

※提出された参加表明書等の書類の審査を行い、令和7年4月30日（水）に参加資格確認通知書により結果を発送する。

(2) 提案書

**【提出部数 各10部（正本1部・副本9部）】**

① 提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（表紙）様式2+任意様式

※任意様式については、おおむねA4判用紙両面印刷5枚以内とする。

※提案内容については、図などを用いて分かりやすく記載すること。

② 業務実施体制調書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式3-1

③ 業務実績調書（過去5年間の同種・類似業務）・・・・・・・・・・・・ 様式3-2

④ 業務スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 任意様式

⑤ 参考見積書（記載額は消費税を含まない額とする。）・・・・・・・・ 様式4+任意様式

※見積の内訳書は任意様式を用いること。

※評価に関しては、11(2)選考基準を確認すること。

(3) 提出期間

① 参加表明書の提出期間

令和7年4月21日（月）午前8時30分から令和7年4月30日（水）午後5時15分まで

② 企画提案書の提出期間

令和7年5月2日（金）午前8時30分から令和7年5月9日（金）午後1時まで

(4) 提出場所

桑名市 産業振興部観光課（桑名市中央町二丁目37番地 桑名市役所本庁舎2階）

(5) 提出方法

持参または郵送（書留郵便等、送達過程の記録があるものに限る。提出期限必着のこと。）

※ただし、持参の場合は午前8時30分から午後5時15分までとする。（正午から午後1時、土、日、祝日を除く）

【宛先】〒511-8601 桑名市中央町二丁目37番地 桑名市 産業振興部観光課 宛

(6) 注意事項

① 企画提案の選考においては、提案者から提出された提案書に基づき評価を行い、記載内容に応じて採点する。このため、提案内容を評価しやすいように、実施要領記載の業務内容、業務に対する考え方など、具体的に分かりやすく記述すること。

② 提案書等については、A4判用紙を用い、文字サイズは11ポイント以上とする。

③ 委託上限金額（消費税及び地方消費税を含む。）を超える見積書が提出された場合は、審査失格とする。

④ **提案書の副本には、応募者の企業名及び企業名がわかるブランド名、ロゴマーク等は一切記入しないこと。ただし、正本には応募者の記名を行うこと。**

⑤ 参加表明書を提出した後に辞退を希望する場合は、参加辞退届を提出するものとする（様式1-2）。なお、参加表明された場合であっても、契約の相手方として決定されるまでは、いつでも参加を辞退することができる。

⑥ 応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

## 10. 提案書等の作成にあたっての質問等

応募関連資料等の記載内容に関して質問がある場合は、質疑応答を次のように行う。

### (1) 質問の受付

- ① 質問は書面（様式5）により電子メールでのファイル添付もしくはFAXにて受け付ける。送信後、必ず電話(0594-24-1231)で受信確認を行うこと。原則として、持参、郵送、電話等による質問は受け付けることができない。
- ② 電子メールの場合、送信するメールのタイトルを「質問書（NTN 多度山上公園等包括管理業務委託）（事業者名）」とし、質問書のファイルを添付して送信すること。
- ③ 添付するファイルの容量は、15MB以内とする。15MBを超えるときは、複数回に分割して送信すること。
- ④ 送信先  
送信先：桑名市 産業振興部観光課  
E-mail : kambunm@city.kuwana.lg.jp      FAX : 0594-24-1140
- ⑤ 質問受付の終了時刻に関しては、着信主義とし、受信しているか否かの判断は市が行うものとする。

### (2) 質問受付期間

令和7年4月21日（月）午前8時30分から令和7年4月23日（水）午後5時15分まで

### (3) 質問に対する回答

質問の回答は、令和7年4月28日（月）までに、桑名市ホームページ上にて公開する。

ただし、回答にあたり、次の事項は公表しません。

- ・ 質問した事業者名
- ・ 個人情報を含んだ事項
- ・ 特殊な技術、ノウハウ等、質問者の権利・競争上の地位を損ねる恐れがあると市が判断した事項

### (4) 注意事項

再質問並びに電話、口頭等による個別の対応は行わない。

## 11. 選考方法及び選考結果の通知

### (1) 選考方法

- ① 選考は、1次審査および2次審査により行う。
- ② 1次審査は書面審査により行い、参加資格要件を審査する。
- ③ 1次審査結果は、参加表明書提出事業者に対し、参加資格確認通知書をもって通知する。
- ④ 1次審査選定者に対しては、企画提案書の内容等について、プレゼンテーション・ヒアリングの2次審査を行う。
- ⑤ 企画提案書の評価は、審査委員会において、提案内容等の評価項目について、評価基準に基づき審査を行う。  
審査委員会は、企画提案書の内容とプレゼンテーション、価格等について総合的に判断し、最も優れていると認められた者を優先交渉権者として決定する。  
なお、優先交渉権者については、事前に審査委員会で定めた合格基準を満たすことが最低条件となる。応募事業者が一者であっても、合格基準を満たしていれば優先交渉権者とする。
- ⑥ プレゼンテーション・ヒアリングについては、令和7年5月19日（月）に実施を予定しており、

後日通知する。

※プレゼンテーション実施時の入室者は、3名以内とする。

1 事業者につき30分程度（概ねプレゼンテーション15分、質疑応答15分以内とする）を予定。

- ⑦ 審査の結果により、最高得点者を優先交渉権者に選定するとともに、得点順に第2順位、第3順位の応募者も決定する。
- ⑧ 審査結果は、審査会終了後、プレゼンテーションを行った事業者に対し、各当事者に選定結果を文書で通知し、優先交渉権者を桑名市ホームページに公表する。
- ⑨ 優先交渉権者と契約締結協議を行うものとするが、協議が整わなかった場合は、第2順位、第3順位の応募者を順次繰り上げ、契約締結協議を行う。
- ⑩ 選考の理由、選考結果に対する問い合わせ、異議には応じない。
- ⑪ 天災その他やむを得ない事由によりプレゼンテーション等を行うことができないときは、延期又は中止することがある。

## (2) 選考基準

評価項目	番号	評価の着眼点	評価の基準	配点
業務遂行能力	1	事業者適格性	本業務を実施する上で十分な実績があり、本業務を遂行できる能力を有しているか	15
	2	実施体制	本事業の背景や目的を理解し、関係事業者との調整等を円滑に進める体制が十分か	15
提案の有効性	3	利便性・快適性	登山者等の多度地域に訪れる人の利便性・快適性の向上につながる提案はあるのか	15
	4	即効性	即効性のある多度地域の観光振興につながる提案はあるのか	15
	5	安全管理	登山者等の多度地域に訪れる人の安全性の向上につながる提案はあるのか	15
	6	将来性	将来的に多度山の観光的価値を高め、多度地域の活性化につながる提案はあるのか	15
価格	7	見積価格	本業務の見積価格は妥当か	10
			計	100

### 12. 著作権について

- (1) 受託者の当該業務の実施に係る成果物（以下、「本著作物」という。）に関する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、業務の終了と同時に委託者に帰属するものとする。
- (2) 受託者は、本著作物に関する著作人格権を、委託者または受託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- (3) 受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものでないことを保証する。
- (4) 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えた時は、その損害を賠償するものとする。

### 1 3. その他

- (1) 応募に要する経費については、全て応募者の負担とする。
- (2) 提出期限以降の提出書類の差し替え又は再提出は認めない。
- (3) 提出された文書等が著作物に当たる場合でも、桑名市情報公開条例の規定に基づき、公開することがある。
- (4) 提出された書類は、参加者に無断で本プロポーザル以外の用途には使用しない。
- (5) 本業務の遂行にあたっては、地方自治法等の関係法令を遵守すること。
- (6) 本業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、「桑名市個人情報保護条例」及び「桑名市個人情報保護条例施行規則」を遵守し、その取扱いに十分に留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (7) 本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、契約期間終了後又は契約解除後においても、同様とする。
- (8) 適正な人員と体制を整え、業務の各過程において、市と十分協議すること。
- (9) 業務の打ち合わせは、必要に応じて行うものとする。また、その打合せ内容については記録し、市に提出するものとする。
- (10) 全ての提出書類は、返却しないものとする。

### 1 4. 問合せ及び書類の提出先等

〒 511-8601

住 所 : 三重県桑名市中央町二丁目 37 番地

所 管 : 桑名市 産業振興部観光課

電 話 : 0594-24-1231 / FAX : 0594-24-1140

担 当 : 産業振興部 観光課 水谷

E-mail : kambunm@city.kuwana.lg.jp